

平成11年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
会 期	1
応招議員・不応招議員	2
6月28日(月)	
○議事日程	3
○出席議員・欠席議員	4
○説明のための出席者	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○副議長のあいさつ	5
○管理者のあいさつ	5
○仮議席の指定	6
○議事日程の報告	6
○日程第1、会議録署名議員の指名	6
○日程第2、会期の決定	7
○日程第3、諸報告	7
○日程第4、議長の選挙	7
○議長就任のあいさつ	9
○日程第5、議席の指定	9
○日程の追加	10
○日程第6、議席の一部変更	10
○日程の追加	10
○日程第7、副議長辞職の件	11
○日程の追加	11
○日程第8、副議長の選挙	11
○副議長就任のあいさつ	13
○日程第9、平成11年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算(第1号)を定める件(議案第4号)	13
○日程第10、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件(議案第5号)	18
○日程第11、管理者、副管理者、収入役の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定の件(議案第6号)	20

○日程第12、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件（議案第7号）	2 1
○日程第13、埼玉県市町村職員退職手当組合理約の一部変更について（議案第8号）	2 2
○日程第14、一般質問	2 2
○議長のあいさつ	3 3
○管理者のあいさつ	3 4
○閉会の宣告	3 4

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第7号

平成11年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成11年6月4日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 宮 崎 雅 好

記

- 1 期 日 平成11年6月28日
 - 2 場 所 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂
-

○会 期

平成11年6月28日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（13名）

1 番	森	田	正	男	君	2 番	山	中	基	充	君	
3 番	福	田	耕	三	君	4 番	小	室	利	夫	君	
6 番	長	井	昭	夫	君	7 番	吉	岡	茂	樹	君	
8 番	松	村	和	子	君	9 番	綿	貫	乙	太	郎	君
10 番	西	村	武	次	君	11 番	神	田	久	純	君	
12 番	石	川		清	君	13 番	高	沢	良	夫	君	
14 番	藤	原	建	志	君							

不応招議員（1名）

5 番 山 田 吉 徳 君

平成11年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会 第1日

○議事日程（第1号） 平成11年6月28日

日程第1、会議録署名議員の指名について

日程第2、会期の決定について

日程第3、諸報告

(1)繰越明許費に係る繰越計算書について（報告第1号）

(2)現金出納検査の結果について（監査報告第2号）

(3)議事説明者について

日程第4、議長の選挙

日程第5、議席の指定

日程第6、議席の一部変更（追加日程）

日程第7、副議長辞職の件（追加日程）

日程第8、副議長の選挙（追加日程）

日程第9、平成11年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第1号）を定める件（議案第4号）

日程第10、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件（議案第5号）

日程第11、管理者、副管理者、収入役の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定の件（議案第6号）

日程第12、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件（議案第7号）

日程第13、埼玉県市町村職員退職手当組合理約の一部変更について（議案第8号）

日程第14、一般質問

午前10時開会

出席議員（13名）

1番	森	田	正	男	君	2番	山	中	基	充	君	
3番	福	田	耕	三	君	4番	小	室	利	夫	君	
6番	長	井	昭	夫	君	7番	吉	岡	茂	樹	君	
8番	松	村	和	子	君	9番	綿	貫	乙	太	郎	君
10番	西	村	武	次	君	11番	神	田	久	純	君	
12番	石	川		清	君	13番	高	沢	良	夫	君	
14番	藤	原	建	志	君							

欠席議員（1名）

5番 山 田 吉 徳 君

説明のための出席者

管 理 者	宮	崎	雅	好	君	副 管 理 者	品	川	義	雄	君
収 入 役	高	澤	敏	彦	君	監 査 委 員	菅	沼	明	之	君
事 務 局 長	池	畑	勝	一	君	事 務 局 次 長 兼 業 務 課 長	田	中	健	次	君
事 務 局 次 長	柳	沢		弘	君	事 務 局 次 長 兼 管 理 課 長	山	崎	邦	治	君
総 務 課 長	中	河		渡	君	建 設 課 長	大	山	正	廣	君
水 処 理 一 セ ン タ ー 長 所	金	子	久	夫	君						

事務局職員出席者

書 記	杉	田	泰	明	書 記	岡	安	文	雄
書 記	森	田	進	一	書 記	岸		俊	之

○事務局長（池畑勝一君） 本議会におきましては、鶴ヶ島市議会による下水道組合議会議員選挙後初の議会であり、議長が欠けておりますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長が議長の職務を行うことになっております。

福田耕三副議長をお願いします。

○副議長（福田耕三君） ただいまご紹介をいただきました福田でございます。地方自治法第106条第1項の規定により議長の職務を行います。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

◇

◎開会及び開議の宣告

（午前10時20分）

○副議長（福田耕三君） 現在の出席議員13人、欠席議員1人であります。よって、定足数に達しております。

ただいまから平成11年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎副議長のあいさつ

○副議長（福田耕三君） 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成11年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合定例会のご案内を申し上げましたところ、何かとお忙しい中、早朝より全員の方のご出席を賜り、ここに開会できますことは、本組合発展のためまことに喜ばしい次第であります。

今定例会に当たりましては、先般の鶴ヶ島市議会議員選挙において住民の信託を得て見事ご当選され、さらに本組合議会議員にご就任をいただきました鶴ヶ島市の議員の皆様に対しまして、心からお祝いを申し上げます。

本日は一般会計補正予算の件ほか4件の議案が提出されておりますが、いずれも重要議案でございます。何とぞ慎重ご審議をいただきまして、本定例会が無事終了できますようご協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが、あいさつといたします。

◇

◎管理者のあいさつ

○副議長（福田耕三君） 管理者にごあいさつをお願いいたします。

宮崎管理者。

○管理者（宮崎雅好君） 議員の皆さん、おはようございます。

本日ここに平成11年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員

各位におかれましては、両市とも定例市議会の月でございますが、何かとご多忙の中ではありますが、ご健勝にてご出席をいただき、ここに議会の成立を見ることができましたことは、当組合発展のためまことにご同慶にたえないところでありまして、衷心より厚くお礼を申し上げます。

本日の議会に当たりましては、先般の鶴ヶ島市議会議員選挙におきまして激戦の結果、住民の信託を得て見事当選の榮譽を勝ち取られ、さらに本組合議会議員としてご就任をいただきました鶴ヶ島市選出の議員各位に対しまして、心からお祝いを申し上げますと同時に、今後本組合の進展のためにご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

また、先般の3月議会におきましてご同意をいただきました菅沼明之監査委員さんには、今後の組合行政運営のためにご指導、ご提言を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本年度も第1・四半期を終えようとしておりますが、引き続き公共下水道面整備を初めとして各種下水道事業の推進を図るとともに、特に3カ年計画により事業を実施している鶴ヶ丘ポンプ場につきましても順調に進展をしており、本年10月の供用開始に向け鋭意努力をしているところでありますので、議員各位におかれましては変わらざるご理解、ご協力をお願い申し上げます。

本日ご提案申し上げます議案は、平成11年度一般会計補正予算についてほか4件であります。いずれも本組合運営上、重要な議案でございますので、慎重ご審議をいただき、適切なるご結論をいただきますよう心からお願い申し上げます。ごあいさつといたします。ご苦労さまでございます。

◇

◎仮議席の指定

- 副議長（福田耕三君） この際、議事進行上、去る5月14日鶴ヶ島市臨時議会において選出されました議員の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

◇

◎議事日程の報告

- 副議長（福田耕三君） 書記をして、本日の議事日程を朗読いたさせます。

岡安書記。

- 書記（岡安文雄君） （議事日程朗読）

◇

◎会議録署名議員の指名

- 副議長（福田耕三君） ただいまから本日の議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、
11番 神田久純 議員
12番 石川清 議員
を指名いたします。



◎会期の決定

○副議長（福田耕三君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○副議長（福田耕三君） ご異議なしと認めます。

よって、平成11年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。



◎諸報告

○副議長（福田耕三君） 日程第3、諸報告をいたします。

管理者から、繰越明許費に係る繰越計算書について報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から、平成11年2月、3月及び4月分にかかわる現金出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。



◎議長の選挙

○副議長（福田耕三君） 日程第4、議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（福田耕三君） ただいまの出席議員数は13人であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番、山中基充議員、13番、高沢良

夫議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○副議長（福田耕三君） ご異議なしと認めます。

よって、立会人に2番、山中基充議員、13番、高沢良夫議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（福田耕三君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」の声〕

○副議長（福田耕三君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長（福田耕三君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

岡安書記。

〔点呼に応じて順次投票〕

○副議長（福田耕三君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」の声〕

○副議長（福田耕三君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

2番、山中基充議員及び13番、高沢良夫議員に立ち会いをお願いいたします。

〔立会人立ち会の上開票〕

○副議長（福田耕三君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

有効投票 13票

無効投票 0票

有効投票中 小室利夫議員 11票

吉岡茂樹議員 2票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、小室利夫議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（福田耕三君） ただいま議長に当選されました小室利夫議員が議長におりますので、本席から会

議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。



◎議長就任のあいさつ

- 副議長（福田耕三君） 14番、小室利夫議員、ごあいさつをお願いいたします。
- 14番（小室利夫君） 一言ごあいさつをさせていただきます。

平成11年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会におきまして、議長の欠員のもとにこの議長選挙におきまして不肖私が指名をいただき、議長に当選をさせていただきましたこと、まず心から御礼申し上げます。また、それと同時に、議会の大事な所管においてのこの重責も感じているところでもございます。

私もこの下水道の推進に当たっては、特に市民の生活環境、管理者である宮崎市長さんからこの終末の問題、今の水処理センターにおきましては、地元の議員としてこの建設にはいろいろと協力もさせていただき、また周辺整備においてもこうした議会の深いご理解をいただきながら大きな事業もさせていただき、深くこの点につきましても議会の皆さんにも心から御礼を申し上げる次第でございます。こうした、また大事な所管に対して、議長として責任をまた果たせるということは私にとっても光栄でございます。また、それと同時に、この問題に対しても真剣に取り組ませていただきますので、議員の皆さんのご協力、そして正副管理者、そして執行部のご指導を賜りますようよろしくお願いして、あいさつとさせていただきます。

よろしく申し上げます。ありがとうございました。

- 副議長（福田耕三君） 大変ご協力ありがとうございました。

これで議長の小室利夫議員と交代をいたします。

小室利夫議員、議長席へお着き願います。

〔副議長、議長と交代〕

- 議長（小室利夫君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前11時00分

- 議長（小室利夫君） 再開いたします。



◎議席の指定

- 議長（小室利夫君） 日程第5、議席の指定を行います。

鶴ヶ島市議会議員の改選により、新たに坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会議員となりました議員の議席を

会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定いたします。

新議員の議席を書記をして朗読いたさせます。

岡安書記。

○書記（岡安文雄君）（議席番号朗読）

○議長（小室利夫君） ただいま朗読したとおり、議席番号を指定いたしました。

◇

◎日程の追加

○議長（小室利夫君） お諮りいたします。

この際、議長選挙に伴い、議席の一部変更についてを日程に追加いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（小室利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、この際、議席の一部変更についてを日程に追加することにし、以下順次繰り下げることに決定いたしました。

◇

◎議席の一部変更

○議長（小室利夫君） 日程第6、議席の一部変更を行います。

議席は、会議規則第4条第3項の規定により、議長において、藤原建志議員の議席は議席番号14番に、小室利夫の議席は議席番号4番にそれぞれ変更いたします。

直ちに新議席にお着きをお願いいたします。

〔14番 藤原建志君議席に着く〕

◇

◎日程の追加

○議長（小室利夫君） 副議長、福田耕三議員から辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（小室利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、この際、副議長辞職の件を日程に追加することにし、以下順次繰り下げることに決定いたしました。

◇

◎副議長辞職の件

○議長（小室利夫君） 日程第7、副議長辞職の件を議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定により、福田耕三議員の退席を求めます。

〔3番 福田耕三君退席〕

○議長（小室利夫君） 副議長の辞職願を朗読いたさせます。

岡安書記。

○書記（岡安文雄君） （辞職願朗読）

○議長（小室利夫君） 念のため申し上げます。

本件は、会議規則第72条第2項の規定により、討論を用いないでその許否を決めることになっております。

お諮りいたします。福田耕三議員の副議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（小室利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、福田耕三議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

福田耕三議員の復席を求めます。

〔3番 福田耕三君復席〕

◇

◎日程の追加

○議長（小室利夫君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（小室利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、この際、副議長の選挙を日程に追加することとし、以下順次繰り下げることに決定いたしました。

◇

◎副議長の選挙

○議長（小室利夫君） 日程第8、副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（小室利夫君） ただいまの出席議員数は13人であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番、福田耕三議員、12番、石川清議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（小室利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、立会人に3番、福田耕三議員、12番、石川清議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（小室利夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（小室利夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（小室利夫君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

岡安書記。

〔点呼に応じて順次投票〕

○議長（小室利夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（小室利夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票をお願いします。

3番、福田耕三議員並びに12番、石川清議員に立ち会いをお願いいたします。

〔立会人立ち会の上開票〕

○議長（小室利夫君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

有効投票 13票

無効投票 0票

有効投票中 高沢良夫議員 11票

松村和子議員 2票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、高沢良夫議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

- 議長（小室利夫君） ただいま副議長に当選されました高沢良夫議員が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。



◎副議長就任のあいさつ

- 議長（小室利夫君） 13番、高沢良夫議員、ごあいさつをお願いいたします。

- 13番（高沢良夫君） ただいま議員皆様のご推挙によりまして、副議長という大役を仰せつかりました。

もとより不肖浅学でございますけれども、議長の補佐的な役割も持ちながら、一生懸命この坂戸、鶴ヶ島下水道組合のことに専念してまいりたいというふうに思います。

どうか今後とも皆様のご協力をお願い申し上げます。あわせて管理者、そして副管理者を含めまして、事務局も含めまして皆様のご協力をお願い申し上げます。一言ごあいさつといたします。よろしくお願いいたします。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（小室利夫君） 日程第9、平成11年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第1号）を定める件（議案第4号）を議題といたします。

書記をして議案を朗読いたさせます。

岡安書記。

- 書記（岡安文雄君） （議案第4号朗読）

- 議長（小室利夫君） 提案理由の説明を求めます。

宮崎管理者。

- 管理者（宮崎雅好君） ただいま議題となっております議案第4号 平成11年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第1号）を定める件について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,000万円を増額し、歳入歳出予算の総額を43億3,808万6,000円にしようとするものであります。その主な内容を申し上げますと、公共下水道築造工事における国庫補助対象事業費の内示が予定してありました既定予算を超えて増額され内示されたために、その費用について追加計上することといたしました。その財源といたしましては、国、県並びに構成市との協議により、国庫補助金、組合債、繰越金を充て収支の均衡を図った次第であります。

また、地方債補正につきましても、内示にあわせ、その財源である地方債の限度額を変更する必要性が生じたため、所要の措置を講ずるものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明いたします。

○議長（小室利夫君） これより質疑に入ります。

8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村。質疑を行います。

まず最初に、8ページですけれども、今回国の内示が予定を上回って公共下水道の事業を推進することができるということで、事業費として公共下水道建設費を組んであるわけです。今後のこの事業の内容についてどういうふうな方向で、どこの場所をやっていかれるのかということで一つはお伺いしておきたいのと、ここで借入金、地方債の借り入れをするわけですが、2ページ、地方債補正ということで7.5%以内ということになっておりますが、今回の利率はどういうふうに考えているのかということで、借り入れ利息についてお尋ねします。

最後に、繰越明許にかかわる計算についてのご説明を全協でもいただきました。特に事業費の公共下水道の事業認可の変更、設計変更をやるわけですが、若干の用地が狭くなったりふえたりということで用地の、いわゆるこの変更で生じる収入とか、支出とか、そういうものがどのようになるのかということで、これは設計業務委託ということですから、恐らく業務を委託するだけの明許繰り越しではないかと思えますので、この点についてお尋ねしたいのと、公共下水道の築造工事と石井水処理センターの2号の汚泥脱水機の工事、また石井水処理センター建設関連の施設整備の負担金ということでここで継続になっております、このもろもろの明許についてご説明をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（小室利夫君） 柳沢事務局次長、答弁。

○事務局次長（柳沢 弘君） お答えいたします。

まず、今回の補正の事業の内容といたしますか、場所的なものでございますけれども、これにつきましては鶴ヶ島市の五味ヶ谷地内を予定しております、管径におきましては350ミリから200ミリの管を布設する予定でございます。場所的には、大谷川都市下水路から南側の部分で川越・坂戸・毛呂山線のところを考えてございます。

以上です。

○議長（小室利夫君） 中河総務課長、答弁。

○総務課長（中河 渡君） 地方債の利率ということでございますけれども、今現状におきましては、資金運用面につきましては1.6%、金融公庫につきましては1.7%というような状況になっております。

また、石井水処理センターの都市計画決定の変更に伴う用地費の収支の関係でございますけれども、用地買収に伴いまして国費あるいは地方債等借り入れてございますので、そこら辺の精算をしながら収支を図っていきたいというふうに思います。

次に、繰越明許でございますけれども、まず公共下水道事業認可設計等業務委託、これにつきましては石井水処理センターにかかわる、今申し上げました都市計画決定を変更あるいは事業認可の変更の業務を終了する際に各関係機関との調整に時間がかかりまして繰り越ししたものでございます。

次に、公共下水道築造工事、これにつきましては、第3次補正ということで繰り越しをさせていただ

たものでございます。

次に、石井水処理センター2号汚泥脱水機設備増設工事でございますけれども、これにつきましても昨年度の第1次補正ということで、予算計上する際に繰り越しをしてやらせていただくということでご理解をいただいたものでございます。

次に、石井水処理センター関連施設設備負担金でございますけれども、これにつきましては、石井水処理センターの要望であります道路等の工事につきまして坂戸市と協議をし、協議期間がかかったということで繰り越しをさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（小室利夫君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村。再質疑を行います。

8ページの公共下水道の事業につきましては、鶴ヶ島の方に進捗していくということで大変ありがたいなと思っているのですが、川越・坂戸・毛呂山線を初めとする交通量が最近多くなりまして、工事での問題点というの也非常に発生してきています。以前、私も申し上げてはおりますが、この誘導ですね、誘導に対しての問題でもいろんな単価問題もありました。また、対応問題なども、最近大分説明会などできちっとした説明をしていただいて質問もたくさん出て、2時間から3時間に及ぶ説明会を開いていただいているから大変結構だとは思いますが、万全の対策をとらないと色々な問題が出てきてしまうということで、そうした工事に関する諸問題についての心構えについてお尋ねしておきたいというふうに思います。

また、2ページの地方債でございますが、今1.6、1.7ということで、最近は低利で借りられるようになりましたが、これも地方自治体によりましては、こちらは団体でございますけれども、こうした借りる、高い利率で借りていたものも以前あるわけですから、それを徐々に返済していくという動きが大分地方自治体で強まっております。この当組合におかれましては、そういう対策についてはどのように進んでおられるのかということについてお尋ねしておきたいと思っております。

次に、繰越明許の関係ですけれども、公共下水道の事業認可設計業務委託については、調整に時間がかかったというふうに今伺いましたのですが、いずれにしてもこれだけの地域の変更を行うわけですから、確かに時間はかかると思っております。そういう中で繰越明許を行うということですが、今質疑をしました用地がふえる面と減る面とあるわけですが、それは大体どういうふうにこの下水道組合にかかわってくるのかという疑問をしたのですが、精算をしながらというお答えだけだったので、当然精算はするわけですね。用地内にある国の水路分、そして外郭では県との関係と地元の関係ということで三つの関係があるとは思いますが、おおよそこういう事業計画の変更をする前にはそうした諸費用ですか、諸費用というか、用地の費用あるいはそういう関連のものが絡んでくるというふうに私は考えていたもので質疑をしているわけですが、どういうふうになるのか、具体的には出ているのではないかというふうに思われますので、ご答弁をお願いいたします。

あとの問題については、これも前回の議会と関連になりまして、補正でもう少しやっつけていこうということで、当初に組んだのではないために繰越明許になるということはわかるわけなのですが、内容的には工事がどういうふうに進んでいて、どのぐらい繰越明許としての工事が残っているのかということについて

お尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（小室利夫君） 柳沢事務局次長、答弁。

○事務局次長（柳沢 弘君） お答えいたします。

まず、工事の関係の安全対策面ということでございますけれども、これにつきましては工事の発注時点で、いずれにしても警察との協議がございます。その警察の協議の中でいろいろガードマンとか、そういう信号の関係とか、いろいろ協議が出てまいりますけれども、特に地元の通学路関係とか、そういう市の方との協議も十分しまして工事に万全を期していきたいと、また説明会等でもいろいろ申し上げてきておりますので、ご協力のほどをお願い申し上げているところでございます。そういう面を考慮しながら実施してまいりたいと思っております。

○議長（小室利夫君） 中河総務課長、答弁。

○総務課長（中河 渡君） まず最初に、地方債の関係でございますけれども、これにつきましては、前回にもお話ししたと思っておりますけれども、平成9年度の起債制限比率というのがございます。これが15%以上の団体においては、借りかえ等の措置が講じられるということでございますけれども、それぞれ坂戸市、鶴ヶ島市におきましてはまだそのパーセンテージには達しておりません。したがって、これにつきましても借りかえ等々は考えられないということでございます。

次に、石井水処理センター関係の用地でございますけれども、現在県の飯能土木、それに伴う河川の拡幅に伴う用地買収の関係でございますけれども、これにつきましては今現在県と交渉中でございますので、今後はそこら辺が明らかになってくるというふうに考えております。

以上でございます。

〔「もうちょっと説明ができない」の声〕

○議長（小室利夫君） 宮崎管理者、答弁。

○管理者（宮崎雅好君） 水処理場関係におきましては、都市計画決定をいたしまして、あのような形においての買収をいたしました。しかし、先ほどお示しがなされているような図面におきまして、埼玉県が水路を広げるわけでありまして、その水路を広げる分の面積、その外側に今度は道路をどの辺までつけるかということが地元と橋の問題で協議中でございます。橋を減らすためにはある程度の道をつけなければならないということで、それは協議中であります。

それらは県の方に売り渡さなければならない土地であります。しかし県の方に売り渡すにいたしましても、その土地そのものは国からの補助金をもらい、そして起債をして、そしてこの組合におきまして土地を買収したものであります。これを県に売り渡す段階において、国費をどの程度それらについての分を差し引くものであるか、あるいはまたそれらの面積がどう確定していくか、それらを今計算中でございますし、また国からの水路、道路を払い下げて今度は市の土地にしてもらおうわけでありまして、そういう面の面積的なもの、そういうものの差額がまだ差が出てきておりませんし、県道そのものも県の方で拡幅するということで、川越・片柳線は幅を広げて買収の土地の分まで食い込んでくるわけであり、その周りの道路においてもそういうものがあるわけでありまして、今それらの差を精算中でありまして、それらにつきましては、また出た場合におきましていろいろご説明を申し上げるということでありますので、ご了承

ただきたいと思います。

○議長（小室利夫君） 柳沢事務局次長、答弁。

○事務局次長（柳沢 弘君） 先ほど繰越明許の関係でございますけれども、工事の進捗状況につきまして申し上げます。

公共下水道の築造工事の関係については、先ほど全協の中でも申し上げましたけれども、前倒し分につきましては個々に工事の進捗度が違っておりますけれども、説明会等を開いた後に発注した分、着手した分がございます。そういうのを平均しますと、約40%の進捗率でございます。工期につきましては、9月末現在を最終的には考えております。そのほかに石井水処理センターの2号脱水機でございますけれども、これにつきましても7月末を一応予定しておりますけれども、進捗率が70%でございます。それから、鶴ヶ丘のポンプ場関係につきましても全協の方で話をいたしましたけれども、全体では83%の進捗率となっております。

以上です。

○議長（小室利夫君） 金子水処理センター所長、答弁。

○水処理センター所長（金子久夫君） 関連施設関係の道路関係でございますが、用地買収が主でございますが、まだ繰越しのものについては進んでおりません。見通しは、これから7月に説明会等を行うということは決めてございます。

○議長（小室利夫君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村。ただいま管理者からもご丁寧な説明をいただきましてありがとうございます。

地方債の借りかえの問題でございますけれども、鶴ヶ島市でも一部借りかえをしたわけなのです。ほかの自治体でも結構今、精力的にやっている自治体もありまして、15%以上の団体ということにはなっていないのではないかと、そういう一定の枠はあるかもしれませんが、やれている面もありますので、できる限りの努力をしていただきたいと思いますので、今後も引き続き、いわゆる対策といえますか、やってみるといえることが必要ではないかと思っておりますので、ご答弁をいただきたいと思います。

また、繰越明許の問題で石井水処理センター建設関連の施設の整備の負担金ですけれども、これは用地買収の見通しが立たないということで、7月ごろから始めるというふうに今答弁をいただいたのですが、これは区画整理との関係でいろいろ地域的に問題が生じているのでしょうか。関連として、今後説明会ということですから、昨年度こうした予算を組んで繰越明許にして、しかもまだこれから説明会ということですので、非常に見通しが厳しいのではないかと思うのですが、この点についてご答弁をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小室利夫君） 宮崎管理者。

○管理者（宮崎雅好君） 起債の中で金利の高いもの、これらにつきましては、坂戸市においてもあるいは鶴ヶ島市におきましても、縁故債についてはこれらの借りかえは相当していると思うわけであります。しかし、国からの債券、それらにおきましてはある程度の制約等もありまして、先ほどお話ししましたように、15%というような数字もあるであります。さらにまた、下水道等におきましては、交付税の中で

元利が見られる部分もあるわけでございまして、そういうものも総合的な中で考えてみますと、やはり国庫からの借入れの問題等におきましてはこれを安易に借りかえるということ、それ自体がちょっと難しい問題もありますし、また可能性の少ない問題等もあるわけであります。したがって、縁故債につきましては、できるだけこれらを借りかえるという方向はしてまいりたいと思うわけであります。ぜひこれらについても努力はいたしますが、可能性のあるものと、またないものがあるわけであります。それらについてのご了承をいただきたいと思っております。

なお、あと石井関係におきましての、先ほどお話の出ました地元の関係であります。先ほど来図面でご説明申し上げているとおり、坂戸と勝呂との境の部分におきましての道路の関係、それにおきましては、都市計画変更をしてもらいませんと道の幅が出てまいらないわけであります。都市計画変更である程度石井から島田へ行く直線道路がずっとあるわけでありまして、それが中に食い込むわけでありまして、食い込んで、そしてその部分と、そして今度買収する部分とのそれによりまして、どこまで食い込むことを認められるか、それによって今度は反対側の部分をどこまで買っていかうかということが決まっております。したがって、都市計画決定等々の関連もございまして、それらもひとつご承知をいただきたいと思っております。

○議長（小室利夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（小室利夫君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（小室利夫君） 討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（小室利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小室利夫君） 日程第10、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件（議案第5号）を議題といたします。

書記をして議案を朗読いたさせます。

岡安書記。

○書記（岡安文雄君） （議案第5号朗読）

○議長（小室利夫君） 提案理由の説明を求めます。

宮崎管理者。

○管理者（宮崎雅好君） ただいま議題となっております議案第5号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、提案の理由を申し上げます。

労働基準法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正をいたしたく、本案を提出した次第であります。改正の主な内容を申し上げますと、小学校就学前の子のいる職員及び要介護者を介護する職員から請求があった場合には、深夜勤務及び年間360時間を超えて超過勤務させないようにするものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明いたします。

○議長（小室利夫君） これより質疑に入ります。

8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村。質疑を行います。

今回の労働基準法の改正は、女子保護規定の撤廃という重要な問題で、女性の性の差別をなくすということでは結構かもしれませんが、一面ではやはりそうした肉体的な歴然とした違いもあるわけで、そういう中で当組合としては現場があるわけですね、石井水処理場、北坂戸水処理場ということで昼夜運転ということですが、もちろん女性はいないのではないかというふうには考えておりますが、この条例ができる前に4月1日から、昨年の労基法改正からそういう事実があったかどうかというのが一つと、今後そういう深夜業従事ということも可能にはなりますけれども、やはり私は女性の立場からいけば、女性の保護をその面ではしなくてはいけないというふうに思いますので、できる限りやってもらいたくはないわけです。

今回の条例は、もちろん今出たように深夜介護と育児の場合だけの時間外勤務を制限するというところでございますが、基本的には以前の労働基準法並みにやっていただきたいというふうに思いますので、ご答弁をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小室利夫君） 中河総務課長、答弁。

○総務課長（中河 渡君） 答弁を申し上げます。

まず、実態でございますけれども、お話にありました石井、北坂戸水処理センター、これにつきましては委託を出していると、委託でやっているということで深夜の勤務はございません。深夜の勤務で特殊な深夜の勤務というのは、水質検査、これは1日中やる検査がございますけれども、それらに携わる職員、3カ月に1回でございますけれども、あとは工事で夜間工事というのが、そういう工事につきましては該当する職員が出てまいります。普通から言えばそういう勤務の形態は、深夜勤務の形態は今のところはございません。

〔「女性はほとんどないんですね」の声〕

○総務課長（中河 渡君） 女性の深夜勤務についてはほとんどございません。

○議長（小室利夫君） 他に。

〔「なし」の声〕

○議長（小室利夫君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（小室利夫君） 討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（小室利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小室利夫君） 日程第11、管理者、副管理者、収入役の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定の件（議案第6号）を議題といたします。

書記をして議案を朗読いたさせます。

岡安書記。

○書記（岡安文雄君） （議案第6号朗読）

○議長（小室利夫君） 提案理由の説明を求めます。

宮崎管理者。

○管理者（宮崎雅好君） ただいま議題となっております議案第6号 管理者、副管理者、収入役の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、提案の理由を申し上げます。

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、管理者等の期末手当の一時差止制度を設けるため所要の改正をいたしたく、本案を提出した次第であります。改正の内容を申し上げますと、期末手当の基準日から支給日の前日までに懲戒免職等の処分を受けた場合の期末手当の支給禁止措置及びその期間に起訴された場合等の期末手当の支給一時差止措置を導入しようとするものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（小室利夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（小室利夫君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（小室利夫君） 討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

- 議長（小室利夫君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（小室利夫君） 日程第12、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件（議案第7号）を議題といたします。

書記をして議案を朗読いたさせます。

岡安書記。

- 書記（岡安文雄君） （議案第7号朗読）

- 議長（小室利夫君） 提案理由の説明を求めます。

宮崎管理者。

- 管理者（宮崎雅好君） ただいま議題となっております議案第7号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、提案の理由を申し上げます。

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、職員の期末及び勤勉手当の一時差止制度を設けるため所要の改正をいたしたく、本案を提出した次第であります。改正の内容を申し上げますと、職員について期末及び勤勉手当の基準日から支給日の前日までに懲戒免職等の処分を受けた場合の期末及び勤勉手当の支給禁止措置及びその期間に起訴された場合等の期末及び勤勉手当の支給一時差止措置を導入しようとするものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

- 議長（小室利夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

- 議長（小室利夫君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

- 議長（小室利夫君） 討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

- 議長（小室利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小室利夫君） 日程第13、埼玉県市町村職員退職手当組合理約の一部変更について（議案第8号）を議題といたします。

書記をして議案を朗読いたさせます。

岡安書記。

○書記（岡安文雄君） （議案第8号朗読）

○議長（小室利夫君） 提案理由の説明を求めます。

宮崎管理者。

○管理者（宮崎雅好君） ただいま議題となっております議案第8号 埼玉県市町村職員退職手当組合理約の一部変更について、提案の理由を申し上げます。

今回の一部変更につきましては、本組合を組織する一部事務組合の解散による脱退並びに名称変更に伴い、所要の改正を図るため、地方自治法第290条の規定に基づき本案を提出した次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（小室利夫君） これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（小室利夫君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（小室利夫君） 討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（小室利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

○議長（小室利夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎一般質問

○議長（小室利夫君） 日程第14、一般質問を行います。

通告者は1人であります。質問を許します。

8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村和子。議長の許可をいただきましたので、ただいまより3問にわたります一般質問を行います。

もう皆様ご存じのとおり、小渕内閣は景気は上向き状態だというふうに公表しておりますけれども、本当にそうでしょうか。市民生活にとって実感が持てないというのが私たちの気持ちです。事実リストラ、失業、企業倒産は、5月では過去最高となっています。年金暮らしの方々の生活というのは、銀行預金の目減りや消費税の増税などで大変な生活苦を強いられる状態です。そのために公共下水道がせっかく引かれても、その改良費用を捻出するというのも非常に厳しくなっています。当然貸付制度もありますけれども、これは返さなければならないもので、やっと1カ月を生活しているといううちではその費用が大変厳しいわけです。老人だけの世帯もふえてまいりました。また、新築したばかりの世帯では、これをまた改良するという悩みが深刻です。

しかし、このようにいろんな問題はありましても着々と公共下水道が進捗し、それに伴って河川の水質も向上していると私は思っています。しかし、今までの公共下水道という事業は、いわゆる洪水対策あるいはそうした生活の排水対策が優先して、水辺の自然環境はほとんど眼中にないという形で今日まで進められてまいりました。こうした反省のもとに最近では、河川行政も大きく転換しようとしているのです。

飯盛川の河川の改修は、非常に進み、大谷川に比べて著しく環境が損なわれました。大谷川も今までのこうした河川改修と同じような形で進めたならば、自然が損なわれることは火を見るよりも明らかです。独自の手法を用い、生活環境をよくするという意味でも、私は今後の河川改修は自然に戻すような状態で行われるべきではないかと思っています。

最近の新聞でもるる河川改修の方式の変化というのを伝えております。近くでは、川越の新河岸川で草のフェンスで守られるようになってから、新河岸川では、県内では減少しているカモ類などの野鳥を初めタヌキなどの動物たちも確認されるようになったと言われております。草が残されたことによって野鳥が巣をつくりやすくなったり、野鳥のえさとなる虫なども多く生息するようになったと見られるというふうなことで、いろんな問題も残りますけれども、自然環境を守っていくということは生態系を崩さないという意味からも非常に大事になってきているのではないのでしょうか。

また、最近多発しているユスリカの発生の問題で洗濯物に付着したり、あるいは非常に近所の方は悪臭などにもさいなまれているということ、私ども議員の方にしょっちゅう苦情が参るわけでございます。このような、やはり害虫の発生の生態系の崩れによるものだというふうに思っております。今の組合としては、ユスリカ駆除業務委託費として薬剤費540キログラム、152万5,230円、そして作業費として3日間、17万4,195円を計上してこうした駆除に当たっているということでございますけれども、全くそれがだんだん薬に強くなっているのかどうか、減少しないというのが実態になってきています。ポストハーベストあるいは農薬に強いいろんな問題も起きておりますので、こうしたものが本当にいいのかなという疑問もわいてきます。

私はそこで何うわけですが、一つとしては、都市下水路とユスリカ対策について、その中の一つ、毎年

消毒など、今言ったように行うわけですが、自然の浄化ができることが望ましいと思いますので、対策をお願いいたします。二つ目として、緑と清流を取り戻す、自然の都市下水路に改良していただきたいと思っています。また、大谷川幹線の決定を変更して、自然の都市下水路に戻してもらいたいというふうに思いますので、ご答弁をお願いしたいと思います。

二つ目の入札状況と政治倫理条例についてお尋ねしておきたいと思います。国政においても政、官、財の汚職、腐敗事件が今なお後を絶ちません。私ども日本共産党は、企業団体献金は禁止されていないからこそ、この政界の癒着が起きるということを指摘して、企業団体献金の禁止、そして財界においては天下りの禁止、官界では情報公開ないし天下りを禁止するというので、汚職腐敗を防ぐということを国会でも地方議会でもやってまいりました。

そして、ご存じのとおり政党助成金、莫大なお金を政党に支給してきたわけですが、日本共産党だけがこの政党助成金を受け取ってきませんでした。こうしたこの政党助成金を支出する目的としては、一切今後企業献金を一定期間を置いて受けないようにするのだということに約束してきました。その時期が近づいていますが、企業団体献金が本格的に中止となるどころか、非常に借り入れや、こうした企業献金が増加しているというのが実情でございます。これでは本当に国政も地方政治も変えることはできないと思います。

私どもは、市においても情報公開をして明るい市政をつくるということでさまざまなむだ遣いをなくして、本当に市民のための市政にしていくということで要求してまいりまして、品川市長も一昨年選挙公約をして、それを実現をさせてまいりました。この当組合においても、むだを省いて本当に市民のための組合の行政を行うということは、皆さんの税金を使って一人一人が運用しておりますので、ぜひその点からも心を引き締めてやっていただくということが非常に大事ではないかと、私は思います。

こうした観点で次の問題をお伺いいたします。一つは、入札に際して今年と昨年の入札参加状況と落札状況について、二つ目には政治倫理条例の制定について伺っておきたいと思います。

三つ目の問題でございます。今言ったような問題で、公共下水道石井終末処理場センター工事に関する官製談合、もう既に4年前になるとありますが、起きたわけですが、この下水道工事の中身は、平成2年に88億7,800万円で日本下水道事業団と契約いたしました。物価上昇率を10%と見込んで下水道事業団に発注したわけですが、こうして全丸投げのような委託状態であったわけで、明電舎との問題につきましても、見積もり合わせということで1回だけ入札をしたということ、そういうこともほとんど本議会には報告されず、問題が起きて調査して初めて見積もり合わせであったというのが発覚したというようなことがございました。

こうした明電舎ほか9社における電気工事の談合問題が新聞に取り上げられて、やはりおかしいということで最終的には逮捕ということになったわけですが、私どもはその当時でもその中身が88億の、日本下水道事業団への発注が88億から108億5,800万円に改めるということで、実に30%の値上げをして発注したというときにも、物価はプラス・マイナスの上昇率であるということに指摘して、上げる必要はないということで反対した経過がございます。その後、先ほど申しましたように、9社による電気工事関係の談合の問題が明るみにされまして、公正取引委員会が摘発し、明電舎各社が逮捕、そして下水道事業団のトップも解任されるという事態に至った大きな事件でございました。

この当時の明電舎に発注した電気工事の中身は870万円で発注しておりますけれども、最終的には12億9,600万円と49%、4億2,600万円の増額という大幅な値上げという、このもとにおける談合事件ということで、私もこうしたことは組合執行部がきちっと調査をして、こういう日本下水道団に発注する全国の市町村と結んでぜひ解明していただきたいということを要求し続けてきたわけですが、現在に至ってもいまだなお係争中ということで、市民がかわりに裁判をして2億5,501万5,640円の請求訴訟を起こしているというのが現実のところですが、私はやはり組合の執行部としてもこの点を解明していただきたいという立場から質問をいたします。

石井終末処理センター工事に関する官製談合について、一つ目として日本下水道事業団と明電舎に対しての、その後の対応と損害賠償を求めることについてお尋ねしておきます。

以上が私の3問にわたる一般質問でございます。よろしくお願いたします。

○議長（小室利夫君） 池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君） 松村議員さんの一般質問にお答え申し上げます。

初めに、都市下水路とユスリカ対策について、自然の浄化の件で対策の関係でございます。ユスリカ対策につきましては、坂戸、鶴ヶ島の構成両市と対応について打ち合わせを行いまして実施をいたしておりますが、平成11年度におきましても、両市とも前年と同じようにやっていただきたいというふうな要請でございましたので、当組合ではこの打ち合わせに基づきまして、今年度も同様にユスリカ駆除としての薬剤の水中投入をいたしております。

ユスリカは、生活排水が流れ込む河川に春と秋に多く発生しますが、特に大谷川は生活排水の流入が多く、ユスリカの発生も多く見られるところであります。また、成虫は産卵後1週間程度しか生きられず、薬剤の散布は効果が見られます幼虫のときに行っておるところであります。しかしながら、お話にもございましたように、薬剤だけでは解決しない部分もありまして、発生のできない環境づくりが大切であると考えておりますので、自然浄化の方法につきましても研究をしてまいりたいと考えております。

次に、2点目の関係ですが、緑と清流を取り戻す自然の都市下水路に改良していただきたい、また大谷川幹線の決定を変更して自然の都市下水路にしていきたいというご質問でございますけれども、前回の3月定例議会におきましてもお答えを申し上げましたが、大谷川都市下水路につきましては、下水道法に基づきまして主として市街地における雨水の排除を目的とし、また浸水被害を防止する都市施設であります。構造につきましては、開渠を原則としておりまして、昭和44年度に計画決定と事業認可を得まして、下流から逐次整備をいたしております。したがって、大谷川都市下水路につきましては、下水道法に基づく事業で行っており、都市下水路としての基盤整備の設計基準からしても、自然の都市下水路への構造等の変更は現状では困難であると考えております。

また、大谷川幹線につきましては、幹線支線の分岐点の下広谷小学校から鶴ヶ島区域界までは既に整備について終わっておりまして、旧水路の川越市分につきましては、川越市内におきまして水辺公園として整備をされ、旧水路部分に水が流れるように大谷川都市下水路内で配慮しているところであります。また、鶴ヶ島市におきましても、旧水路の緑と水辺の計画の考えも伺っておりますので、これらの計画と整合がとれるようにしてまいりたいというふうに考えております。

次に、入札状況と政治倫理条例についてですが、初めに入札に際して今年と昨年の入札参加状況と落札

状況でございますが、公共工事等の入札契約制度の公正を確保する観点から、透明性、客観性及び競争性が強く求められておきまして、本組合におきましても、従来の指名競争入札及び条件付一般競争入札の導入を初め種々改善を実施しているところでございます。

ご質問の入札参加状況と落札状況でございますが、平成10年度におきましては、入札件数120件、参加業者1,187業者、平成11年度におきましては、今月までなのですが、入札件数が9件、参加業者は82業者となっております。10年度の落札状況の関係ですが、120件中落札が119件、不調が1件、そして設計に対する請負率の関係でございますけれども、年度平均で工事が85.4%、委託関係でもって93.4%というふうな状況となっております。以上が入札参加状況と落札の状況でございます。

次に、政治倫理条例制定の関係でございますが、この関係につきましては、昨年の9月議会でもお答えを申し上げましたが、今日では倫理条例のうち、長の資産公開条例については全国的に制定されているところでございます。このうち議員と長の倫理条例を制定されているところは、全国で堺市を初めとして十数市町がございまして、県内では騎西町が平成5年6月から施行しております。本組合の倫理条例につきましては、このような制定状況を見ながら、現在のところは構成団体等の対応を見守ってまいりたいというふうに考えております。

次に、石井水処理センター工事に関する官製談合について、日本下水道事業団と明電舎に対しての、その後の対応と損害賠償の関係でございます。平成8年4月に鶴ヶ島市民の方が日本下水道事業団と電気業者9社を相手取りまして損害賠償を求め、浦和地方裁判所に提訴したわけですが、その件についての公判は3月定例会以降5月10日に行われまして、全体では16回の公判が浦和地裁で行われております。組合といたしましても、公判の内容につきまして毎回職員に傍聴させておりますが、いずれも今までと同様に、同じく文書のやりとりが主な内容でありまして、内容につきましてはわかっておりません。

次に、明電舎に対する損害賠償を求める件につきましては、今現在損害賠償について地方自治法第242条の2の住民訴訟によりまして、住民が組合にかわって代理請求訴訟をいたしておりますので、今後これらの裁判の動向を見守りながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小室利夫君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村和子です。再質問を行います。

まず最初に、都市下水路とユスリカの対策なのですけれども、ただいま今一步前向きかなという答弁はいただきましたけれども、本当に毎年この薬剤費というのが労賃も含めて180万近いと、これだけの量を投入して、ユスリカの苦情が来ないのではなくて、どんどん来る状態になっているということ自身がそもそも問題かなと思ってきたわけです。今年もまた同じことを繰り返すというのですが、この薬剤散布は、今や農薬などでは非常にもう問題が起きておきまして、恐らく薄めてある、違うものを使っていると思いますが、ダイオキシン問題や、また生態系を狂わす遺伝子の問題がおかしくなってくるということで、いろんな問題が今起きているのですよね。農薬を散布して犬が死んだとか、あるいは猫がおかしくなったとか、以前飯盛川の近辺では幾つか起きていたわけですが、こうした除草剤によって。そういうことは、今ややらないでもらいたいというのが市民の願いなのですよね。環境破壊というのが今どんどん進んでいますから、この点では、薬剤散布というのはどうかなと思いますけれども、こういう有害物質が使われて

いるのかどうか、一体どんな薬剤が使われているのですか、薬剤と書いてあるだけなので、中のデータは全く我々にはわからないわけなのですよね、それを一つ心配しているのです。

もう一つは、二ついろんな仕方があると思うのですが、前鯉を放ちました。大変鯉もよかったのですが、たくさん泳いでいると思ったら、全部下流の方に流れていくらしいのですね、鯉。鯉の滝登りだから上に上がるかと思っただけでも、そういうわけでもないということで、何か下流の方にはいると、しかし上流にはだんだんいなくなるということも起きているのです。

最近の新聞を見まして、皆さんごらんになったとは思いますが、木炭とか、下にいろんな自然の浄化作用するものを敷いたり、あるいはEM菌なども使ったりして自然の浄化を図るような、いわゆる排水路の対策を考えたり、魚を放したり、鯉と限らずそういうことも一つはいいのではないかと思うのです。それにはやはり水草がなければならぬし、いろんな草が生えない限りはそれを食べる魚は死んでしまうわけですから、自然環境を整えておくということがまず大事なというふうに、私はつくづくもう最近考えました。そういうことをいわゆる国の方でも幾らか考えてきているのですね。今では真っすぐな下水道ではなくて、ジグザグがあったりとか、自然なものをつくるという方向も新聞紙上を見るとあるような感じなのですよ。

だから、思い切ってここでそういう先進的なところを見て変えていく時期に来ているのではないかというふうに思われますので、ユスリカがないような自然の、そういう地域対策というのを施せるように頑張ってもらいたいと思うのですが、この点でもう少し努力目標を出してもらいたいと思いますので、ご答弁をよろしくお願いします。

今後のことですが、鶴ヶ島では高倉の池というのがあるのですが、高倉の池は自然環境を生かした補修をなささいということで、次々に土が崩れて、土砂が崩れて木がだんだん、だんだん根っこが出てきてしまうのですよね。それではまずいということで、やるときに相当お願いしまして、自然な状態での保護ということであそこにはたくさんの鳥やいろんな水辺のいろんなものがあります。そういう工法を使うということもそろそろ考えていかなければいけないのではないかと思うのですね。

ただ、単なる今までの旧態依然とした下水道にしてしまっただけでは今まで本当に、管理者と副管理者も話ししておられましたけれども、本当にあの地域は水を、大水が出ないということで古代の方たちがあの水を利用して生きてきた、やはり水路ではないのですね、悪臭を放つ水路ではなくて、本当に清流を保つ小川だったと思うのです。そういう観点から、やはり人間が自然に戻る方向で発想の転換を行わないと大変になるのではないかと。都市の憩いというのも失われていきますので、そういった意味でも両面あわせ持つものをつくっていく必要があると思うのです。

そのために長い間私も一般質問をやってまいりまして、ほかの議員もやってきたわけですが、こういう緑と水辺自然環境の調査ということをやってきたのですね。この中を見ても今でも、まだ全部破壊されていませんので、23種類ぐらいの鳥も来ているようですよね。ミクリもありますし、貴重ないろんなトンボも来ているそうです。こういう23種類を超える鳥が姿をあらわし、さまざまな水草やあるいは小さい動植物があるということは、やっぱりすばらしいことなので、こうした調査をお金をかけてしているわけで、これは鶴ヶ島だけではなく、坂戸の市民も同じで蜚を放したり、桜の木を植えたりとか、そういうことも行っているわけで、自然環境を本当に大事にしたものを調査結果に基づいて保存していくという

のが私は一番望ましいと思うのですよ。

ぜひ公共下水道と言えども、ただ水を流せばいいということではなくて、両市の一つの環境を含めた一部分なのですよね。広域行政が本当に広域要請化して行って、そこだけのものをやればいいのかということではなくて、やはり両市に溶け込んだ対策をしていく、そういう発想を持ってお互いに話し合いながら進めていくということが大事ではないかというふうに思われますので、今後の排水の問題についても取り組みをお願いしたいというふうに思います。

二つ目の入札状況についてですが、私前書きに、読みませんでした、「市長、議員など政治家とその家族が組合の発注する公共工事に参入することは、市民の税金を使う事業であり、倫理上の問題である」というふうに明記して、おことわりして1、2と質問いたしました、全く違った答弁をいただきました。私は、平成10年の方は入札の状況結果を移して持っておりますので、当該議員の方の入札参加状況は9回、落札は2回という結果が出ています。9回入札に参加して2回落札しているわけですね、全体ですよ。そういう結果が出ておりますように、鶴ヶ島市議会では、ほとんどもうこういう状態はありません。議員が、の家族あるいはそのモラルに関することについて、そういう入札をしているという件はほとんど一件もないと思います。これは綿密に小さいのを調べないとあれですけども、議会の報告に出るような何千万という事業ですね、それには本当はないのですよ。そういう精査をしていく必要が絶対に私はあると思うのです。

そういうことこそが今の倫理の問題あるいは汚職腐敗につながる、そういう問題から見て非常に大事だと思うのですが、この9回ということは、さっきせっかくご答弁をいただきました120回と、そのうち成立119回ですから、1割とは言いませんけれども、入札参加の1%、1,187の1%、入札は119のうち2件ですから、パーセントとしてはそれほど多くないと思いますが、そういう実態があるということについて、入札に9回参加すること事態が私はもうこれは問題である、これはやはり執行体制の問題であるというふうに思います。二つの両輪の輪ですから、執行部と議員というのは、市民を代表するなれ合いと癒着を生んではならない大切な両輪の輪です。

そこで、そういうふうなことが起きるといことはまずいと思いますので、これ執行体制として私、質問しておりますので、こういうことをやっていいのかどうか、それは倫理条例に抵触していないけれども、倫理上どうかということで質問しておきたいと思います。

なぜ、倫理上どうかというと、全国で、今大宮市でいわゆる問題が置きまして、大宮市倫理条例案が出まして、6月19日に新聞発表になっておりますが、各地で問題がないという問題ができないということも、倫理条例ができないということも問題ですけども、当麻市議会あたりでははっきりとこれをうたっております、公共工事に親族、その名義など巧妙に法律をかわして実質経営をする市長や議員が多いのは現状だと、こうした抜け道に一切厳しいふたをかぶせたということで、私も天理市にも行ってまいりましたが、当麻市議会、天理市議会は各地でそういうモラルに反する問題として一面ではとらえているわけです。

もう一面では、私も何回も申しておりますが、議員の兼業禁止で法第92条の2で「普通地方公共団体の議会の議員は、地方公共団体に対し請負をし、若しくは当該普通地方公共団体において経費を負担する事業につきその団体の長、委員会若しくは委員若しくはこれらの委任を受けた者に対し、請負をする者及び

その支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者」というのがあるのですよ、「支配人及び清算人たることができない」、こういう定めが法律でありまして、たとえ社員であってもそれなりに取締役や監査あるいはそれなりの権力を有している人が、その議員の方がなっていた場合にはこれに準ずべきものということで法律で、昭和31年10月22日に判例が出ているわけです。「準ずべき者の意義として、本来文中に規定されていない、いわゆる会社社長、顧問、相談役、議員などで取締役、監査役などと同等程度の執行力と責任等当該法人に対して有するものは、これらに準ずべき者に該当する」ということで判例が出ているわけですね。

この判例がまさに出ている内容というのは、裁判で決着がついた問題というふうに一連では見られるのですが、各地方自治体でこういう、組合でもこういう内容のものがいまだ行われてきているということは非常に問題だと思うのです。私は、やはりそういう判例が出たものはきちっと精査していくということが一つ、それは今後入札に遠慮していただく、あるいはほかの議会であればもうそれは構わないと思うのですが、当該議会に来てわざわざ議長を受けたり、副議長を受けたりして受けていくということは、余計いけないことだというふうに思いますので、この点はきちっと精査をしていただきたいというふうに思います。

また、政治倫理条例の制定ということは、要するに各構成団体と相談するというございますので、本日は管理者、副管理者もお見えで各公共団体の長でございますので、ぜひ両市長ともそれに先駆けて検討をお願いしたいというふうに思います。

最後に、石井水処理センター工事に関する官製談合につきましてです。この問題につきましては、もう長い間、私も質疑をしてまいりましたが、発生した当時は各団体ともやっていくのだという意気込みが見られたのです。ところが、もうどんどんこの裁判が始まっておりまして、長引いておりますので、住民訴訟に預けると言えますけれども、これはやはり地方自治体にとっても重要な問題で、しかも地方自治体がきちっと発注した本元であるわけですから、今後こうした、ほかの事業をどんどん今やっているわけですが、まさかその後の入札に参加させるとか、あるいは合い見積もりで落札したとか、そういうことはないでしょうね。係争中、住民訴訟でも係争中なので、日本下水道事業団とどういう関係にありますか。それが一つあると思うのですよ。この問題が精査し切れないで、もちろん続いているのではないかと私は思っていますけれども、どういうふうに関係としては続けていますか。その点についてお尋ねしておきたいと思います。

以上です。

○議長（小室利夫君） 宮崎管理者、答弁。

○管理者（宮崎雅好君） 自然とそれから都市下水路、これらにつきましての質問を初めとしていただいているわけでありまして、お話にありましたように、過去におきましては、水の被害から人々を救うための川づくり方、あるいはまた都市下水路のあり方、それらにつきましては、そのような形において戦後進んでまいりました。言うまでもなく、私ども坂戸におきましては、三芳野の方からずっと勝呂、坂戸、そして入西の方まであのような形においての河川の改修が進んでまいりましたし、今後におきましては大谷の方の関越自動車道から西側の部分においての工事が進んでまいります。

しかし、過去におきましては、お話にありましたように、都市下水路の設計もそうでありましたし、ま

たそれらの河川的设计もそうでありましたが、水を早く流す、安全性を確かめる、そういう面におきまして的设计が多かったわけであります。しかし、今回今後におきましては、人と自然とが共生をして、川というものが人間の生活の中においてそれらの人と人との交わりを疎外するものでなく、川を媒体として人々がなお一層交流ができるような、そういうふるさとの川づくりというような形において、坂戸においては特に高麗川が指定をされてまいりましたし、今後はそのような形になると思うわけであります。

お話がございましたように、新河岸川、不老川のお話が出ました。この川は、去年は随分1,700戸あたり床下浸水をしまして、激甚災害を受けました日本でも有数の暴れ川でありまして、私どもはそういう暴れて人々に迷惑をかける、そういうことをなるべくなくそう、そういう形におきましての今日までの都市下水道の整備をしまいったわけであります。

しかし、大谷川におきまして飯盛川におきまして、まだまだ下流におきましての越辺川との合流点におきましての、東京湾の水位とこちらの水の量との間におきましての時間的な問題等がありますとやはり逆流しまして、昨年の秋におきまして、三芳野における耕地、勝呂における耕地等においては相当多くの氾濫があったわけであります。したがって、これらの氾濫をなくすることがまず第一であり、その後におきましては、できる限り自然環境のもとにおきましてのいい形における都市下水道として取り組んでまいりたいと思うわけでありますが、大谷川等におきましては、一番下流に下水道組合におきましてポンプ場をつくるための土地が買収してあります。

したがって、このポンプ場をまずつくって、その後におきまして下流の者に迷惑がかからないような、そういう水の心配がなくなった時点におきまして、逐次自然との問題における大きな取り組みになろうと思うわけでありますし、飯盛川におきましては今回は相当幅をいたします。過去のものよりは、なお下流においては幅をして、これは自然を有するもので、今後におきましてはいい川づくりをしまいたいと思うわけであります。

そういう面からユスリカのことを考えてみますと、生きているものはお互いがこの共存共栄をして、生き物同士がこれは一つの循環でありまして、小さいもの、だんだん大きいもの、そのような形の中において人間の生活の方に地球上の生き物等が関連していかなければなりません。ユスリカにおけるあの赤虫は、人々が排出をしましてその汚い水を浄化するために赤虫としてのその性能をずっと果たしているわけであります。これが飛び立ちますとユスリカになります。

ユスリカになっても人が死ぬほどではないわけでありますが、やはり何と言いましても洗濯物につくとか、あるいはその近所におきましては被害があると言われるかもしれませんが、私どもといたしますと、それらのユスリカが存在をすることによって、やはり地球上における一つの生物の循環の中において生き物が生きているという形のもので一番いいのではないかと思うわけでありますが、しかし多くの皆様方からのご提言等をいただきますので、その虫を退治するために薬剤を今まで散布してまいりました。

これらは本当のことを言いますと、お話にありましたように、薬剤を散布しない方がいいわけであり、生き物は生き物でお互いにかわいがって、そしてお互いに生きていくことが一番大事なのでありますが、やはり人々の認識の問題あるいは我慢の限界の問題、こういうものがございまして、お互いがこういうものにつきましてはある程度の良識を持ちながら、ある程度の薬剤におきまして、最近においてはそう強いものは流しておりませんし、今その時期そのもの、その他におきましてなかなか難しいのでありまし

て、すべてこれをなくすというわけにはいきませんし、すべてなくすと川がなお汚くなるのであります。

そういう点におきましてご理解をいただきながら、現況における最善の努力を続けるようにしてまいりたいと思うわけでありまして、自然とそれから都市下水路、こういう問題におきましては、今後におきましては過去における清水が出ていたところと同じような形の水というもの、そういうものを確保できるような形における、一つずつそれらを考えていかなければならない。人間の数がだんだん減ってくるとそうなると思うわけでありまして、そういう意味におきまして、今後におきましての時代とともに考えていかなければならない。そして、下水道をつくることによって、そして人々が河川に汚いものを流さないという認識を持つことによって、これらを保っていきたいと思うわけでありまして、その点につきましてご理解をいただきながら、今後においてできるだけ早く下水道の仕事を進めさせてもらいたいと思いますので、そういう点で前進ができるような形のご協力を、ご理解をいただきたいと思うわけでありまして。

その次に、またご質問をいただいております市長の家族がどうこうということですが、2人の市長とも家族が請負をするような者はありませんで、ひとつその点だけははっきり申し上げておきます。さらにまた、本組合におきましての請負関係におきましての指名関係においては、指名委員会の職員を私どもの方で任命をいたしまして、そして法的な面においてのこれらの関係の、法的に何ら指摘されるようなことのないような形においての今日までの選考があったと思うわけでありまして、今後においてもそれらの点については十分勉強しながら、法的に違法行為というものについては、これは絶対させないようにしてまいりたいと思うわけでありまして、これらの点についても継続的に勉強させてまいりたいと思うわけであり、お互いにこれらの問題については、ひとついい形における運営ができるような、そういう面におきまして努力をしてまいらなければならないと思います。

また、3番目におきまして、下水道事業団等の関係でございますが、日本の下水道というものはおくれておりまして、都市におきましての下水道をつくるという段階におきまして、それぞれの市において下水道の設計をし、そしてそれらの入札をし、そしてそれらを監督できるような職員の数はありませんでした。したがって、日本中で下水道事業団というものをつくりまして、そして都市におきましてのそれぞれの仕事をその下水道事業団に委託をしまして、そして入札からこれらにつきましての工事、そして完成検査までしてもらって、それでこちらの方へ引き受ける、そのかわり国においての補助金を初めとして優先的な順位におきまして、仕事が進むような形において各自自治体がこれらを事業団に任せてまいったわけでありまして。

たまたまそれらにおきまして日本中において同じような形で、下水道事業団においては、電気関係においてその疑いがあるということであったわけでありまして、それらにおきましての法的な面においての損害賠償、これらにおきましては、やはりはっきりしたこれらについての損害を与えられたという証拠が存在をしない限りは、これらについて裁判を提起するわけにはまいらないわけであり、そのほかにおきまして既に裁判等が始まっている、それらの状況等を見ながら私どもといたしますと、全国的な同じような形の都市というものはやはり相当数あるわけであり、そしてそれらにおきましてもまだまだ結論等も出ていないわけでありまして。

したがって、私どもといたしますと、今日までいろいろとそれらの裁判等の状況等も勉強させ、そしてまた傍聴等にも行かせてありまして、それらの状況等を聞きながらどう対応すべきか、そしてまた全

国的にこれらをどうしていくか、こういう問題につきましては、なお協議の必要があろうと思うわけでありまして、今までのその後におきましての下水道事業団におきましては、一切本組合においてはこれらについて委託をしておりませんし、特にその後においての大きな仕事というのは、鶴ヶ島において鶴ヶ丘のポンプ場であります。これらはこちらの直接の発注によりましてすべてこれは行っておりますので、ご指摘のようなその後においての事業団との関連はございませんので、ご承知願います。

○議長（小室利夫君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村。ご丁寧に答弁をいただきました。

今の答弁の中でもそのとおりでとは思うのですけれども、川の下の方ではいつも大水というか、雨が降ると床下浸水あるいは逆流するということが非常に深刻な問題で、これはやはり都市下水路の今までのつくり方あるいは都市の急激な路盤がすべて鉄とコンクリートに、自動車が普及したからやむなくそういう状態というような一面では人間がつくり出した水害、一挙に流れるという水害があって、かえって保水ができないという深刻な今国土になっているということでもあると思いますので、氾濫を防ぐためにも浸透性のものをどんどん使っていく、あるいは自然のようなものを残していくということの中から、遊水池も含めて鉄とコンクリートの遊水池だけではなくて、ある程度の自然の保水ができる木や、あるいは草などがなく保水できないわけですから、そういう体系づくりというのは下の氾濫を防ぐためにも必要だとつくづく今話を、答弁を聞いていて思ったのですが、そういう状況の中でぜひやってもらいたいというふうにかえって思うわけです。

そして、もう一つは、ユスリカの問題でも、いわゆるボカシとかEM菌ですね、ボカシとかあるいは鯉だの、魚だの、そういうものが食べていくという方がこの何百万というお金をお魚とか、そういうある程度そういうものを食べるものとかに使えば何とかなるような気がするのですよね。そういう方向でその薬剤散布で、農薬の分析まで、農薬というか薬剤の分析まで出ませんでした。これがやはり人体を汚す方向で水に溶けて流れるよりも、いい方向で使っていく方が生きるのではないかというふうに考えられますので、発想の転換を都市下水路でもしていく、あるいはいかなければいけないのではないかというふうに感じました。大変だとは思いますが、まだまだ国の段階で全部そういうふうになっていませんので、大変だとは思いますが、恐らくその方向で動き出すというふうに思いますので、ぜひよろしく願います。

また、政治倫理条例の問題は、これはほかの市町村で議員、市長云々というのは現市長云々を指してはおりません。こういう倫理上の問題になってきますと、これから先の問題も考えなければいけないわけですから、今の市長のことではないし、議員の問題では確かに幾件か私、先ほど、もう決算に基づいて数字を述べましたので、この点については執行部当局がやっているということではなくて、こちら側の問題というふうにも思いますが、平成10年度はわかりました。11年度は、それではどうなのでしょうね。先ほど具体的な答弁を出していなかったもので、平成11年度のまだ何カ月もたっておりませんが、それでも三、四カ月たっていますので、11年度の状況も聞いておきたいというふうに思いますので、来年の決算を待てばあるのですが、答弁をお願いしたいと思います。

市長の方にも一定度の答弁をいただきましたので、それ以上は申し上げませんので、自肅的にやはりお互いに精査していくということがいいのではないかというふうに思われますので、その辺は答弁いただくことなく結構です。

あと、三つ目の石井水処理センター工事に関する談合事件でございますが、この点につきましては、裁判とか、いろんなこういう係争のときには地方自治体とか、こうした広域行政の組合などが一定程度みんなでまとまって、その方向で動くということは裁判を有利に導くわけなのです。どんな裁判でもそうすけれども、多くのそうしたいろんな実情、事例、要求によって裁判も変化するというを私は幾つも見てきました。ですから、何らかの全国的なアプローチが各組合、地方自治体であればいいというのが私の考えだったものですからその方向で、別に独自で裁判を起さなくても結構ですので、何らかのそういう、国民健康保険ではありませんけれども、全国的に補助金が足りないとか、全国的に問題だとか、そういう問題の動きが欲しいという意味でお願いしているわけなので、ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小室利夫君） 池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君） 11年度の状況でございます。先ほど申し上げたわけなのですが、11年度につきましては、6月28日現在で入札件数については9件、参加業者につきましては12業者となっております。

それから、最後の関係でございますが、裁判の動向等を見ながら他団体とも連絡も取り合って進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

〔「薬はどこ、薬はどれ」の声〕

○事務局長（池畑勝一君） 薬の関係でございますが、薬につきましては、4種類ほど種類のにはございますけれども、私どもの方につきましてはザートルというものを使っておりまして、水和剤でございます。こういった薬を使っております。

以上でございます。

○議長（小室利夫君） 以上をもって一般質問を終結いたします。



◎議長のあいさつ

○議長（小室利夫君） 以上をもって今期定例会の議事は全部終了いたしました。

閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会、各議員さんの適切なお意見等もいただきながら、そして各案件が議案どおり可決されました。心から御礼を申し上げます。この下水道組合もまだまだ市民生活には欠かせない大きな問題も抱えていると思います。どうか各議員さんのこれからのご提言等もよろしくお願いする次第でございます。

特にこれからは気候も不順な時期でもございます。それぞれご健康には留意されまして、また行政等に精進していただきますことをお願いして、ごあいさつをさせていただきます。

ありがとうございました。



◎管理者のあいさつ

○議長（小室利夫君） 管理者にごあいさつをお願いいたします。

宮崎管理者。

○管理者（宮崎雅好君） 平成11年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会に当たりまして、議員各位におかれましては議会の月でございまして、両市の議会とも大変ご苦労さまでございました。その後引き続きましてご出席をいただきました。とりわけ鶴ヶ島の議員さんにおかれましては、先般の議会でご当選をされまして、初めての本日の議会でございました。

議長さん、副議長さん、それぞれ立派な方をお選びをいただくと同時に、本日の議案等につきまして、私どもご提案申し上げたものにつきまして皆様方大変ありがたいご可決をいただいたわけであります。心からお礼を申し上げ、国からの予算をある程度余計もらってまいりましたので、できるだけ鶴ヶ島の方の事が進むような形において配慮いたさせますが、やはり先ほど申し上げましたように、下流におきましての水の問題等を常に考えていかなければならない課題もありますので、総合的な形の中で考えさせていきたいと思う次第でございます。

ここにご協力をいただきました議員各位に対して心からお礼を申し上げ、どうぞこれから暑さ厳しき折になります。ご健勝でなお一層活躍のほどをお願いを申し上げまして、お礼のごあいさつといたします。

ご苦労さまでございました。



◎閉会の宣告

（午後 1時53分）

○議長（小室利夫君） これをもって平成11年6月第2回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、閉会といたします。

ご苦労さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成11年 月 日

議 長 小 室 利 夫

前 副 議 長 福 田 耕 三

署 名 議 員 神 田 久 純

署 名 議 員 石 川 清